

●かわる障害者(児)の支援制度

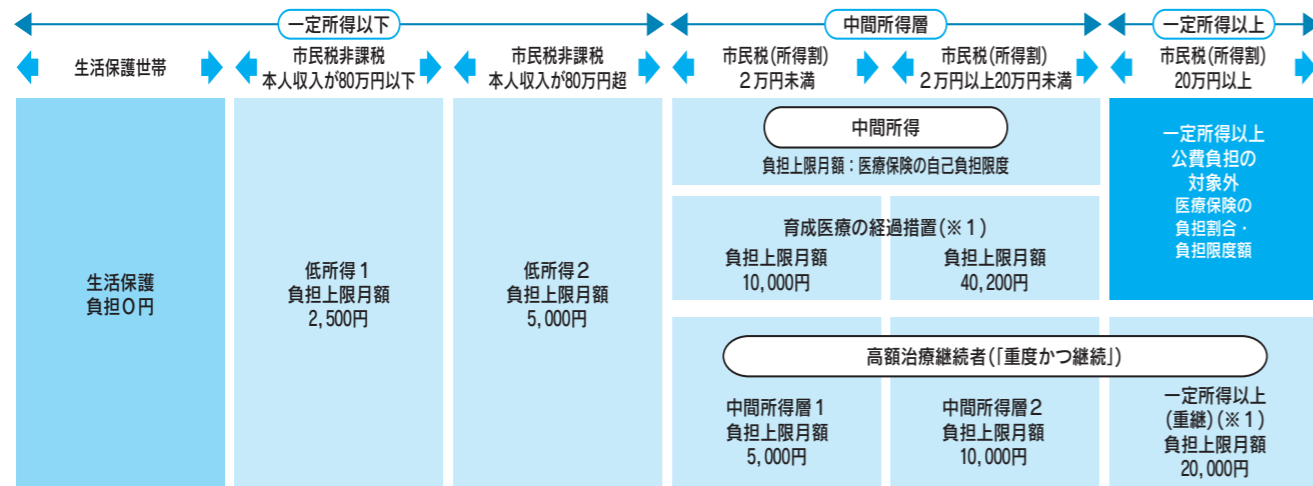
◆障害に係る公費負担医療が自立支援医療に変わります (平成 18 年4月から)

①対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一定所得以上の者を除く)。(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)

②給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準などに応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額相当)については原則自己負担。



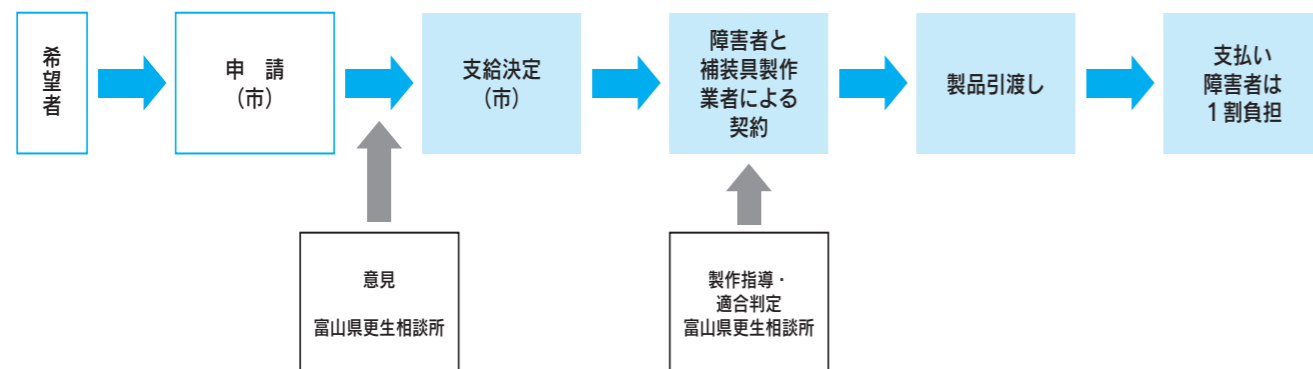
※1 育成医療の経過措置および「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年間を経た段階で医療実態などを踏まえて見直す。申請・相談の窓口は中部厚生センター(☎472-1234)です。

※手続きの相談は、かかりつけの医療機関や市福祉課社会福祉担当です。

◆補装具の制度はこう変わります (平成 18 年 10 月から)

<補装具費の支給>

- ・これまでの現物支給から、補装具費(購入費、修理費)の給付へと変わります。
- ・利用者負担額については、補装具費の1割となります。ただし、所得などに応じて月額負担上限額が設定されます。所得区分については、障害福祉サービスと同様となります。
- ・支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市が行います。



◆障害児施設は契約方式に変わります (平成 18 年 10 月から)

障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、措置から契約方式に変わります。

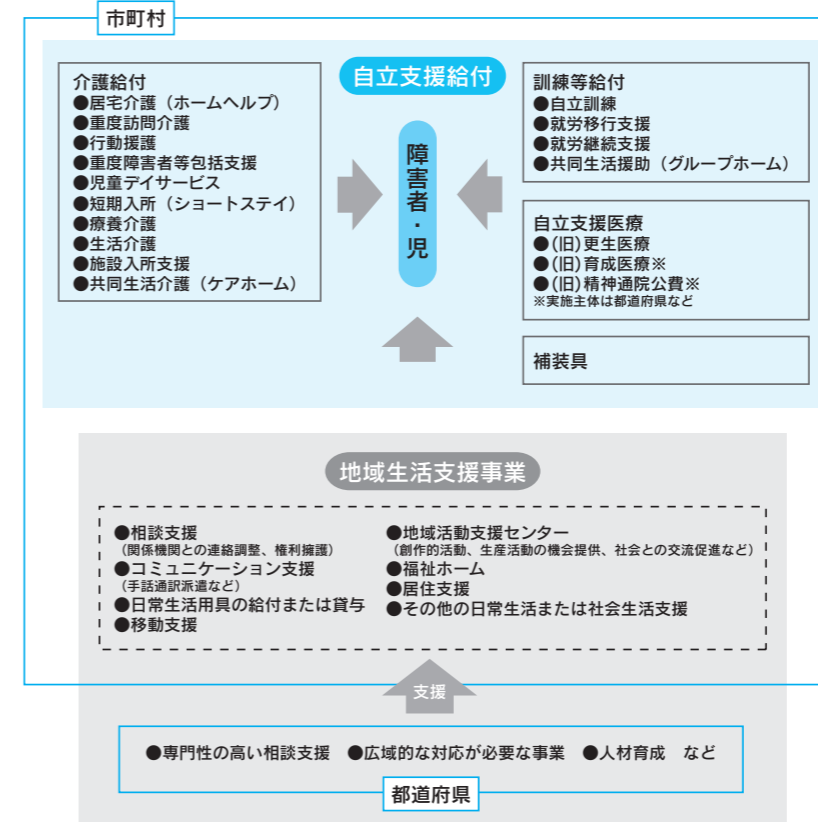
障害児の保護者は、県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

※利用の手続き・問合せ先 福祉課社会福祉担当(内線331・332)

かわる障害者(児)の支援制度

平成18年4月、障害者自立支援法が施行されます

◆障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



- ① 障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、サービスを利用するための仕組みの一元化
 - ② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
 - ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保
 - ④ 就労支援を抜本的に強化
 - ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化
- ※利用の手続きと負担額に変更があります。

◆障害福祉サービスの利用者負担の仕組みはこう変わります (平成 18 年4月から)

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費などの実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられます。

■月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おおむね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が、 おおむね125万円以下の収入	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

障害のある人々の自立を支えます

